

⑤ 子育て



● 保育園保育料

平成23年度は現行のとおりで、平成24年度から統一され、次のとおりになります。（単位：円）

保育料（月額）

該年度4月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		徴収基準額（月額）			
階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）	0	0	0	
2	第1階層及び第4～第9階層を除き前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	3,000	1,800	1,800
3		市町村民税課税世帯	10,200	8,400	8,400
4	第1階層を除き前年分の所得税課税世帯であってその所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	40,000円未満	18,600	16,800	16,800
5		40,000円以上70,000円未満	31,200	25,800	24,600
6		70,000円以上103,000円未満	36,000	27,000	25,800
7		103,000円以上153,000円未満	42,600	30,000	27,000
8		153,000円以上413,000円未満	48,000	33,000	29,400
9		413,000円以上	57,000	39,000	33,000

平成23年度は現行のとおりで、平成24年度から統一され、次のとおりになります。

特別保育の料金

区 分		金 額
延長保育料（公立）		200円／日 ※上限月額2,500円
休日保育料		2,000円／月
病後児保育料		2,000円／日
一時保育料（公立）	3歳未満	2,000円／日
	3歳以上	1,500円／日

保育料の見直しにより変更になる場合があります。

第3子以降の未就学児

平成24年度から第3子以降の未就学児の保育料は無料になります（特別保育は除く）。

問 い 合 わ せ

本：こども課 ☎21-2518 西：健康福祉課 ☎92-0312 役：保健福祉課 ☎92-0306

●幼稚園保育料

保育料(月額)	保育料の変更はありません。月額9,000円になります。	
預かり保育	変更はありません。	
	保育形態	1時間当たりの額
	開園日	150円
	夏季休業日、冬期休業日、学年末及び学年始休業日	100円
問い合わせ	西 ：教育支所 ☎92-0315 なかよしこども園 ☎92-2900 役 ：学校教育課 ☎92-0313	

●赤ちゃん誕生祝金

対象者	平成23年10月1日以降に生まれた赤ちゃん 第二子 10,000円 第三子以降 20,000円
問い合わせ	本 ：こども課 ☎21-2511,2512 西 ：健康福祉課 ☎92-0312 役 ：保健福祉課 ☎92-0306



●チャイルドシート購入費助成

対象	平成23年10月1日以降に購入したチャイルドシート 0歳から6歳未満の児童1人につき1台 購入費の1/2を助成(限度額5,000円)
問い合わせ	本 ：こども課 ☎21-2511,2512 西 ：健康福祉課 ☎92-0312 役 ：保健福祉課 ☎92-0306



●こども医療費助成

対 象 者	中学3年生まで。
自 己 負 担	なし。
窓 口 での 申 請	申請方法は、これまでと変わりません。
受 給 資 格 者 証	既に受給資格者証をお持ちの方全員に、新しい受給資格者証を郵送します。
そ の 他	平成23年9月診療分までは、合併前の西方町の制度が適用されます。
問 い 合 わ せ	本：保険医療課 ☎21-2153 西：生活環境課 ☎92-0307 役：保健福祉課 ☎92-0315

●ひとり親家庭医療費助成

受 給 資 格 者 証	既に受給資格者証をお持ちの方全員に、新しい受給資格者証を郵送します。
窓 口 での 申 請	申請方法は、これまでと変わりません。
そ の 他	平成23年9月診療分までは、合併前の西方町の制度が適用されます。
問 い 合 わ せ	本：保険医療課 ☎21-2153 西：生活環境課 ☎92-0307 役：保健福祉課 ☎92-0306

●市立小中学校

通 学 区 域	変更はありません。ただし、栃木市との境の地域や児童・生徒数の動向を踏まえて弾力的に対応しますので、次の問い合わせ先にご相談ください。
問 い 合 わ せ	本：教育総務課 ☎21-2711 西：教育支所 ☎92-0315 役：学校教育課 ☎92-0313



本：合併後の市役所本庁の担当課 西：合併後の西方総合支所の担当課 役：合併前の西方町役場の担当課